



自転車に対する交通反則制度（青切符）の適用が盛り込まれた道路交通法改正案が今国会に提出されており、成立すれば2026年までに施行されます。

令和6年4月（通算第136号）
発行：
公益財団法人東京しごと財団
（東京都シルバー人材センター連合）

自転車への青切符適用を前に…… 交通ルールを知って・守って安全に利用しよう

自転車青切符導入の背景は違反行為による交通事故の増加

全国の交通事故発生件数は減少傾向にある一方で、自転車関係事故が占める割合は増加傾向にあり、さらに令和4年における自転車に関係した死亡・重傷事故のうち、およそ4分の3で自転車に法令違反があったとのこと。これらを背景に、警察庁では有識者会議で検討を進め、自転車にも16歳以上の交通違反に「青切符」を導入する方針を固めました。

取締りの対象となる主な「違反」

反則行為 = 交通反則切符（青切符）

- 信号無視
- 指定場所一時不停止
- 通行区分違反（右側通行、歩道通行等）
- 通行危険違反
- 遮断踏切立入り
- 歩道における通行方法違反
- 制動装置不良自転車運転
- 携帯電話使用等
- 公安委員会遵守事項違反（傘差し）など



5,000円～12,000円程度の反則金が課せられます！

上記以外の違反行為 = 交通切符（赤切符）

- 酒酔い運転
- 酒気帯び運転
- 携帯電話使用等（交通の危険を生じさせた場合）

書類送検されることも！



- ☆ 悪質性・危険性が低い場合は**指導警告**
- ☆ 警察官の警告に従わずに違反行為を継続したときや、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたときなどは積極的に**取締り**が行われます
- ☆ 私たちの身近な交通手段である自転車、ルールを守って安全に利用しましょう